

鹿屋市告示第 128 号

鹿屋市トップアスリート等合宿滞在サポート業務等実施要綱を廃止する要
綱を次のように定めた。

令 和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令 和 8 年 3 月 18 日 決 裁

鹿屋市トップアスリート等合宿滞在サポート業務等実施要綱を廃止する要綱
鹿屋市トップアスリート等合宿滞在サポート業務等実施要綱（令和２年鹿屋市告示第274号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。